

第 I 章 関東信越厚生局の業務概要

- 基本理念等

1. 関東信越厚生局の業務概要

関東信越厚生局は、国民の皆様の身近な社会保障政策の実施機関として、関東甲信越地域 1 都 9 県で生活・活動される国民の皆様の健康で安全な暮らしを支えるための様々な業務を行っています。

地域社会の

ニーズに応える事業

- 安全な医療供給体制の確保
- 臨床研修実施体制の確保
- 再生医療等の安全性の確保
- 年金給付等の審査請求への対応
- 年金記録の訂正請求への対応
- 薬物犯罪の捜査・取締り
- 薬物乱用防止の啓発活動
など

国民の皆様の健康で
安全・安心な暮らし

事業者等の

指導監督

- 保険医療機関等の指導監督
- 健康保険組合の指導監督
- 企業年金等の指導監督
- 障害福祉サービス事業者の業務管理体制の検査
- 各種養成施設の指導監督
- 医薬品・再生医療等製品製造業等の許可
- 食品の総合衛生管理製造過程の承認
- 日本年金機構が行う事務の認可
など

地方自治体の

支援・連携

- 地域包括ケアシステムの構築に関する支援
- 健康福祉関係の補助金交付による支援
- 医療保険者（国民健康保険・後期高齢者医療）の指導監督・助言
- 生活保護法等に基づく指導監督等による助言
- 市区町村が行う国民年金事務に係る交付金の審査
- 健康危機管理
- 食中毒対策等
- 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション
など

2. 関東信越厚生局の基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ



ひと、くらし、みらいのために

関東信越厚生局

基本理念

私たち関東信越厚生局は、
地域社会の身近な行政機関として、
厚生労働省と地域社会の架け橋の役割をはたしつつ、
時代の変化に即応した社会保障政策をおこない、
将来にわたり国民のみなさまの健康で安全・安心な暮らしをささえます。

職員行動規範

私たち関東信越厚生局職員は、厚生労働省の「行動指針」をふまえて、
厚生労働省と地域社会との架け橋の役割をはたすため、

- 地域社会のみなさまの声に十分に耳をかたむけます。
- 行政サービスの点検や見直しをおこない、その向上につとめます。
- 行政情報を積極的に発信してまいります。

また、地域社会をささえるために、厚生行政の担い手として、

- 公正・中立な立場で職務を遂行いたします。
- 法令を遵守し、責任のある行動をいたします。
- 自己研鑽にはげみ、自らの向上心を高めます。

関東信越厚生局では、平成21年9月に「関東信越厚生局ビジョン策定委員会」を設置し、若手職員を中心としたチームでの議論、全職員へのアンケートや意見募集を行い、平成22年1月26日に「基本理念」「職員行動規範」「キャッチフレーズ」を策定

3. 関東信越厚生局の「業務計画」の取組

- 関東信越厚生局は、地域社会の身近な行政機関として、厚生労働省と地域社会の架け橋の役割を果たしつつ、時代の変化に即応した社会保障政策を行い、国民の健康で安全・安心な暮らしを支えていかなければなりません。
- 国民、本省の担当部局、地方自治体や関係団体等のステークホルダーから、「頼りになる、頼りにされる厚生局」となるためには、時代の変化に的確に対応し、求められる役割を十分に果たし続けていくことが必要であり、日頃から、常に業務を見直し、行政運営の質の維持・向上に努めなくてはなりません。具体的には、当局の各部署が目標を定めて、職員がそれを実践し、定期的に結果検証を行うとともに、実践から得られた経験知や創意工夫を適切に反映して、生産性を向上させる「PDCAサイクル」が不可欠です。
- そこで、関東信越厚生局においては、計画的な業務運営を行うための手法として、目標管理方式による「業務計画」の取組を実施しています。



4. 関東信越厚生局の組織体制

総務年金部門

総務課
企画調整課
年金指導課
年金調整課
年金審査課
年金審査分室（千葉・東京・神奈川）

健康福祉部門

健康福祉課
医事課
薬事監視指導課
食品衛生課
地域包括ケア推進課
保険課
企業年金課

指導部門

管理課
医療課
調査課
特別指導第一課
特別指導第二課
指導監査課（埼玉県を管轄）
都県事務所（茨城・栃木・群馬・千葉・
東京・神奈川・新潟・山梨・長野）

麻薬取締部

社会保険審査官（社会保険審査事務室）